

2026年3月
出版企業年金基金

加入者の皆さんへ

「児童就学祝金」請求時の添付書類の一部変更について（お知らせ）

健康保険被保険者証がマイナンバーカードに一体化されたことに伴い、児童就学祝金を請求する際に必要な添付書類の一部が次のとおり変更されました。

児童就学祝金請求書の「市区町村長の証明欄」に証明がない場合は、次に掲げる書類のいずれか一つを添付してください。

【変更内容は下線部分です】

- (1) 市区町村長から交付された「就(入)学通知書」の写し
- (2) 給付対象となる子(就学者)の「マイナンバーカード(表面)又は健康保険資格確認書」の写し
(注) 2026年9月30日までに請求する場合は、変更前の「健康保険被保険者証」の写しも使用可能です。
- (3) 給付対象となる子(就学者)の「戸籍抄本」
- (4) " の「住民票」
- (5) " の「生年月日を証明する市区町村長の証明書」

ご不明な点は福祉事業課までお問合せください。

(お問い合わせ先)

出版企業年金基金 福祉事業課

電話 03-5259-9111

メール soudan@syupan-kikin.or.jp